

令和 3 年 1 0 月 2 5 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮川 政昭

(公印省略)

「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課より、本会に対し、標記の事務連絡の周知方依頼がありました。

同名の局長通知については、令和 3 年 9 月 2 4 日付日医発第 497 号（地 310）をもって貴会宛に送付いたしております。本件は、局長通知のうち、当該ガイドライン 2 5 ページにある参考の 3）において記載のなかった部分について、正しい該当する文書として下記のとおり改めて周知を依頼するものです。なお、本会からご案内した当該発出文書において、記載のなかった部分を備考として、追記してご案内しましたが、正しい該当する文書は下記の通りとのことであります。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につき、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### 記

- ・ 局長通知（別添）血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン参考 3）（2 5 ページ）  
令和 2 年 3 月 〇 日付け薬生発 03〇 第 〇 号
- ・ 本会文書日医発第 497 号（地 310）の備考  
令和 2 年 3 月 3 1 日付け薬生発 0331 第 32 号
- ・ 今般の事務連絡【正しい該当する文書】  
令和 2 年 3 月 3 1 日付け薬生発 0331 第 31 号

以上

事務連絡  
令和3年10月18日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課  
( 公 印 省 略 )

「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」の一部改正について

血液製剤等に関する遡及調査については、令和3年9月15日付け薬生発0915第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知（以下「局長通知」という。）をもって通知したところですが、更に留意すべき事項は下記のとおりですので、貴職におかれても御了知の上、関係者に対し周知徹底をお願いします。

記

局長通知の別添「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」の参考3)については「輸血療法の実施に関する指針」の一部改正について（令和2年3月31日付け薬生発0331第31号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）を示すものであること。

以上